

鳥取県告示第184号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定相談支援事業者から指定相談支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る相談支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る相談支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-24	八頭町障がい相談支援センター	八頭郡八頭町宮谷240-15	平成22年3月31日